

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 春栄会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春栄会（以下「当法人」という）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、日額10,000円を支給する。また、理事長等より別に依頼のあった公務に当たった場合も同様とする。

2 役員等の報酬は、理事会等が開催された翌月15日に支払うものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人春栄会の旅費規程に準ずるものとする。

(改廃の手続)

第4条 この規程を改廃する場合は、評議員会の承認を得て行うこととする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

この規程は、平成29年6月18日定時評議員会にて承認された。

令和2年3月1日、第4条削除、第5条改定